九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする指定貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該指定貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

○農林水産省告示第千九百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和七年十二月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

一、〇〇〇キログラムにつき七七、五八〇円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

二　異性化糖軽減額　零円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七五、〇九五円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、九七〇円）

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七一、〇七二円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、六七二円）

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二〇、四三六円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三九、一八五円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき九〇、〇七〇円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	〇・九七七	一キログラムにつき二三〇円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき三二円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五三円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四五円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二四五	一キログラムにつき三六八円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	〇・八五二	一キログラムにつき一九円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	〇・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	〇・八一一	一キログラムにつき七一円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき二四一円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一五〇円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一一九円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	二三・〇〇一	一キログラムにつき二、〇三三円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六三	一キログラムにつき二、四八九円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、一一九円